法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-04

# 一九世紀中葉の琉球における宣教様相とキリシタン禁制 : フランス人宣教師を中心に

下岡, 絵里奈

(出版者 / Publisher)
法政大学沖縄文化研究所
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
沖縄文化研究 / 沖縄文化研究
(巻 / Volume)
45
(開始ページ / Start Page)
199
(終了ページ / End Page)
250
(発行年 / Year)
2018-03-31
(URL)
https://doi.org/10.15002/00014506

# 一九世紀中葉の琉球における宣教様相とキリシタン禁制

## ――フランス人宣教師を中心に――

下　岡　絵里奈

## はじめに

一八四四年、フォルニエ・デュプラン（Bénigne-Eugène Fornier-Duplan）率いるフランスのコルベット艦アルクメーヌ号（*L'Alcmène*）が来航し、パリ外国宣教会（Missions étrangères de Paris）所属のフランス人宣教師テオドール・オーギュスタン・フォルカード（Théodore-Augustin Forcade）とその中国人アシスタントであるオーギュスタン・高（Augustin Kô）を琉球に留置した。このフランス船来琉一件については古くは戦前から研究がなされており、[1] 海老沢有道氏や平和彦氏等によって仏船来琉一件の史料が紹介・整理・校訂された他、[2] 一九八九年には島尻克美氏によってその研究成果が分類・整理されたが、[3] その後も異国船来琉に関する研究は多様な視点から行われている。[4] また、

一八四四年以降琉球に留置された宣教師達に関しても、自身もカトリックの神父であったフランシスク・マルナスの研究書を筆頭に、[5]一八四六年から一八五四年まで実に八年間も琉球に滞在したベルナード・ジャン・ベッテルハイム（Bernard Jean Bettelheim）に焦点をあてた照屋善彦氏の博士論文のほか、[6]近年では幕末から明治期にかけてのキリスト教と琉球の概要を示した佐藤快信・菅原良子・入江詩子氏の共著論文などがある。[7]しかし、琉球に留置された宣教師達の本分、即ち宣教師達による布教については、近年浜川仁氏によってベッテルハイムの布教が引き起こした殉教事件が取り上げられたものの、[8]フランス人宣教師達については佐藤直助氏や畠山敏郎氏の論考以降、[9]現在に至るまで一八四〇年代・五〇年代琉球における宣教は失敗であったと評価され続け、フランス人宣教師達の布教の内実や詳細・意図・思惑までは踏み込んで検討されてこなかった。

そこで小論では一八四〇年代・五〇年代にかけて琉球に来航・滞在したフランス人宣教師達に焦点をあて、彼らの第一の職務であり、かつ最大の夢でもあったキリスト教の布教について、その様相を可能な限り詳細に明らかにしていきたい。と同時に滞琉宣教師達の布教に際し、琉球王府がどのような対応・対策をとっていたのかも合わせてみていきたい。なお、本文中の年月日は特に断りがない限り太陽暦で表記している。

## 一　一八四〇年代琉球におけるフランス人宣教師達の宣教並びにその姿勢

### 一―一　フォルカード、オーギュスタン・高（一八四四年～一八四六年）

一八四四年四月二八日に来琉し約二年と二か月半に及んだフォルカードの琉球滞在については、畠中敏郎氏や伊波正和氏によるフランス語史料の日本語翻訳[10]、また『琉球王国評定所文書』やフォルカードの手記の日本語訳が刊行されたことも相まって、現在では広く知られるようになっている。琉球におけるフォルカードの布教要求については、海老沢氏によってフォルカード自ら琉球側に「上陸後十日ほどを経て、婉曲ながら布教要求の第一布石を（中略）正式には（中略）その半年後の六月二日」[11]に言及したことが既に明らかにされており、またこの正式な布教要求に対して琉球側が日中との関係を理由に拒否したことは先学の通りであるとともに、日付を欠くもののフォルカードの手紙にも記されている[12]。その結果として、フォルカード並びにオーギュスタン・高は滞琉中「琉球当局の堅いガードに阻まれて、住民の接触も思うようにゆかず」[13]、「布教伝道に関しては全く収穫がなかったといってよい」[14]と評価されてきた。アルクメーヌ号に乗船していた若いフランス人士官候補生でさえ、琉球におけるフォルカードの布教に関し「この人々（琉球の人々―以下丸括弧内は全て筆者注）の気質から考えると、（琉球王府の）長達は民衆にこのヨーロッパ人（フォルカード）の発言や教えを決して聞かせない（だろう）からまず無理だとは思うが、彼の職務が成功するよう祈りつつ、この立派な宣教

師（フォルカード）と別れた。」[15]と、フォルカードの職務、すなわち宣教は達成されないだろうと記していることを鑑みると、先行研究においてフォルカードの宣教が上述のように結論づけられたことは無理のないことであろう。しかし、フォルカードとオーギュスタン・高は滞琉早々におこったこの一件で琉球における布教を諦めたわけではなく、実はこれ以降も琉球王府に度々布教の許可を求め、また周囲にいる琉球役人達に宣教を行っていた。

では実際、フォルカードとオーギュスタン・高は琉球における布教についてどう考え、行動していたのであろうか。マルナス曰く「人民が受けているらしい弾圧を考えると、役人の正式の許可がなくてはどうにもならない」[16]と考えていたフォルカードは、上記のように布教要求が断られた後も、琉球王府が「専、天主教相広候為残居候儀ニ而茂可有之哉」[17]と疑うほど布教の許可を度々要求し、「彼にとっては福音を説くための、この国の人々にとっては福音を理解する自由」[18]を求め、画策していた。対する琉球王府は一八四四年九月三日付（旧暦）で断りの書面を渡すなど、時宜を見て幾度も布教禁止を伝えていたが、何かにつけて布教要求を行うフォルカードに対し、彼らの側から催促がない限り、状況によっては返答さえしないこともあったようである。このように、書面ならびに口頭による拒否、もしくは無返答という形でフォルカードの布教要求は退けられていたが、この琉球王府の態度に業を煮やしたフォルカードは以下のように強硬な態度を取ることで、問題の解決を図ろうとした。

去年書面を以差出置候天主教一件返答承居候ハヽ、大総兵来着之上者成行直ニ申聞、此国之為可相成候処、尓今為何返事茂無之、大総兵来着候而茂申分無之候故、何歟之用事者通事唐人を以相達、仏人ニ者大総兵江相逢不申候。[19]

この文書は一八四五年五月六日付（旧暦）であり、冒頭の「去年書面を以差出置候天主教一件」というのは、フォルカードが「去十月、衣食一件付尋差遣候返答之文」の中で行った布教要求を指す。前述の通り、事ある毎に琉球王府に布教の許可を求めてきたフォルカードは、「去十月」すなわち一八四四年に別の用件に付け加えて行った布教要求について返答が得られなかったことを理由に「大総兵江相逢不申」とセシーユ艦隊が来琉しても彼等とは接触しない旨を明言した。「大総兵」船、すなわちセシーユ艦隊来琉時にフォルカードとオーギュスタン・高を引き取ってもらう心づもりでいた琉球王府とって、このようなフォルカードの態度は迷惑そのものであり、フォルカードもそれを認識した上で、琉球側の譲歩を求め発言したのであろう。しかし、琉球王府はこの脅しとも取れるフォルカードの姿勢に対しても「猶又強而催促申立難迦候ハヽ、断之趣意口達を以申聞、自然其上聞済無之ハヽ、大抵書面取仕立差遣候」[20]と今まで通り布教拒否の姿勢を決して崩さず、フォルカードは琉球王府による宣教の保証を諦める他なかった。こうして琉球王府から布教の許可を貰った上で琉球において正式に宣教を開始するという希望は潰えたが、しかし実際にはフォルカードとオーギュスタン・高

は琉球王府に対するこの布教要求と並行し、周囲にいる琉球王府の役人達に神の教えを説いていたのである。

周知のように、フォルカードはアルクメーヌ号艦長のフォルニエ・デュプランから、後に来琉するセシーユ艦隊の為、琉仏間の通事養成の名目で琉球に留置された。通事としてのみならず、宣教をする為にも琉球語の習得は必須であったことから、フォルカードが琉球王府に語学の教授を執拗に求めたことは想像に難くない。事実、フォルカードは琉球語の教師や書物に対価を払うとまで言い琉球語教授を要求したが、琉球側は彼の布教要求と同様、この件についても頑なな姿勢を終始貫き、一切許可をしなかった。ただ、彼に好意的であった琉球役人の助けによって琉球語を口授してもらった結果、フォルカードは約六千語の琉球語を集め、また一八四五年に英国船が来琉した折には通訳を依頼されるなど、一応の琉球語は話せるようになったらしい。[21] しかし、神の「教え［を説くの］にちょうどいいここの言葉を見つけられず、［無理に］翻訳してしまって教えの意味が損なわれはしないかと不安で」[22] あったフォルカードは自らが直接宣教する事については非常に慎重であり（彼自身の布教活動としては「真道自証教要序論」という書籍を琉球官吏に渡す程度であった）、従って、彼の助手であり、また親の代からのカトリック教徒でカテシストでもあったオーギュスタン・高が実際の布教にあたることになった。当時の琉球役人達は基本的に琉球語・日本語・中国語（官話）の三か国語が堪能であったこともあり、官話を母語とするオーギュスタン・高が福音を説いた方がはるかに効率がよく、意思

の疎通も容易で、双方の誤解が少なかったのであろう。オーギュスタン・高は自身並びにフォルカードの監視役であった琉球王府の役人達との会話を通じて「将来入信［したかもしれない］者」を一人、また琉球「官吏たちの中に少なくとも一人の半改宗者」を見つけている。[23] 結果的に、前者は「オーギュスタンを質問攻めにしては、創造主である神の存在や我々がその神に対してなすべき崇拝などについて、少しばかり議論を交わし」[24]たものの、すぐに琉球側に露見し解任され、二度と会うことはできず、また後者に関しても信仰を変えさせるまでには至らなかったようであるが、実際に改宗者が出なかったとはいえ、滞琉一年足らずで当時禁教とされていたキリスト教に興味を持つ人間が現れたのは、オーギュスタン・高が宣教をした結果の産物といえよう。しかしながら、一人目の「将来入信［したかもしれない］者」が彼らの前から姿を消して以降、琉球王府の監視の目は一段と厳しさを増し、オーギュスタン・高は「官吏たちと接触しても宗教の話をすることができなくなってしまい」[25]、これ以上の宣教は不可能となってしまったようである。

このようなオーギュスタン・高による宣教経験から、フォルカードは「ここ（琉球）の人々は優秀なので、かなりそれ［改宗］が期待できるのです。」[26]と琉球における宣教の可能性について肯定的ではあったものの、オーギュスタン・高による宣教が妨げられたのは「首里からの命令によるものであることは疑いもない」[27]として、「［布教の］保証が与えられない限り、我々が何かの成果を収めることは難しいのです。しかし、許可が得られた暁には、神の御加護によって間もなく改宗者が、それもか

なり大勢出ることが期待できます。」[28]と自身の考えを述べている。そして滞琉中に収集した情報をもとに琉球におけるキリスト教伝道の軌跡について次のように書き残している。少し長いが、該当部を引用したい。

わが信仰は今までに琉球に伝へられたことがあったのか。私どもの役人はさうではないと答へます。しかし彼等（琉球王府の役人達）は朝から晩まで嘘をついて居るので、言葉通りに信用は出来ません。争ふべからざることに（確かな事は）[29]少なくともその名だけは、我々の聖い宗教をきわめてよく知っている事実です。彼等のうちの二人は、私と話を交わした折に、シナで申すやうに天主教（la Religion du Maître du ciel）といはず、日本流に耶蘇教（la Religion de Jésus）と呼ぶのにさへ私は気づきました。総督がある日、この国の民はキリスト信仰になんの興味も持たないと書いて来たので、私は答へました。「この宗教がまだ貴国に伝はってをらぬ現在、どうしてさういふことを御存じですか。少しも知らぬ物に対しては、人は嫌悪も興味も持つものではありません。」これに対して何の返事もなかったし、それにはまた先方の理由もあったのでせう。しかしこの人は馬鹿ではないので、以前にこの国で福音の話が曽て問題に出てこなかったとしたら、そのやうな手紙はよこすまい、と思はれたことです。[30]

フォルカードは上記の会話をした正確な日付を残してはいないが、上述の通りオーギュスタン・高は滞琉途中から宣教はおろか宗教について琉球役人達と話をすることさえできなくなっているので、おそらくそれ以前に交わされた会話であろうと推察できる。この中でフォルカードは「天主教」と「耶蘇教」という呼称の違いに注目しているが、[31] 前述のような語学学習状況であったフォルカードが本当に自分で気が付いたのか、それとも官話を母国語とするオーギュスタン・高の指摘の上でこのように記したのか定かではない。いずれにせよフォルカードは琉球王府の役人達の話を聞くうちに、琉球において少なくともキリスト教という宗教の名前は知られていることを突き止め、また琉球王府からの布教拒否返答の内容から琉球において既に何らかの形で福音が説かれているだろうと確証を得、そして「王国の三十六島全部に福音の伝へられたことはまだないにしても、そのいくつかの島、特に、日本に近い北部の島々には、伝えられたことがある」[32] と琉球における宣教について考察し、後世の宣教師達に自身の夢を託したのである。

以上のように、フォルカードとオーギュスタン・高はその滞琉中、闇雲に布教しようと考えていたわけではなく、まず琉球王府からの許可がないと琉球における布教は不可能であると考え、「彼（フォルカード）にとっては福音を説くための、この国の人々にとっては福音を理解する自由」[33] を得る為に、何度も琉球王府の役人に嘆願し、時に強硬な姿勢を取りつつ琉球における布教許可要求を繰り返していた。しかし、キリスト教禁制の前に彼の願いはついに叶うことなく、フォルカードとオーギュスタ

ン・高の宣教劇は幕を閉じざるをえなかったのである。常に琉球王府役人達の監視下におかれ、「国法」や「国禁」等によって何事も制限された生活を強いられたフォルカードとオーギュスタン・高には、滞琉当初から琉球王国の人々に福音を説く自由など望むべくもなかったとはいえ、それでも限られた布教可能な空間・時間を利用してオーギュスタン・高が周囲にいる琉球役人達に神の教えを説いていたことは注目すべき点であろう。一八四四年のアルクメーヌ号来航から始まる仏人一件について、これまでの研究ではフォルカードの動静に主眼が置かれていたが、琉球における布教に関しては、オーギュスタン・高の存在が非常に大きかったことを、ここに強調しておきたい。

### 一―二　ルテュルデュ、アドネ（一八四六年～一八四八年）

ニコラ・フランソワ・ゲラン（Nicolas-François Guérin）艦長率いるサビーヌ号（*La Sabine*）に乗船し、一八四六年五月一日に来琉したピエール・マリ・ルテュルデュ（Pierre-Marie Leturdu）は、一八四六年九月一五日にヴィクトリユーズ号（*La Victorieuse*）によって琉球に派遣されたマチュー・アドネ（Mathieu Adnet）と共に、一八四八年八月二七日にエドモン・ジュリアン・ドゥ・ラ・グラヴィエール（Edmond Jurien de la Gravière）船長率いるバヨネーズ号（*La Bayonnaise*）が姿を現すまで琉球の地に留まった。大総兵船の最高司令官であったジャン・バティスト・セシーユ（Jean-Baptiste Cécille）は一八四六年に琉球王府との間で条約締結交渉を行ったのみならず、フランス人宣教師たち

の滞琉環境改善も要求し、前者は失敗したものの、後者については口約束ではあるが琉球王府との間で合意を取り付けた。その結果ルテュルデュとアドネはフォルカードやオーギュスタン・高に比べ改善された環境で滞琉していたが、[34] 一方布教に関しては、彼らは非積極的で大した成果は挙げなかったと評価されている。[35]

しかし、彼らの前任者であるフォルカードと同様に、ルテュルデュやアドネもキリスト教徒の子孫発見や宣教を大いに期待して来琉したことは間違いない。特にルテュルデュの滞在当初はセシーユが取り付けた約束（ルテュルデュはこれを「運天条約」と表現している）が守られていたこともあり、「われわれは、住民達との交流する自由を得た。（中略）（セシーユ）提督は宗教のことは話していなかったが、我々の生活する周囲の人々と交流することができたので、我々にはその（人々に福音を広める）鍵があった。[36]」と布教に対し非常に意欲的であった様子が伺える。ところが、条約締結に失敗したセシーユが沖縄を出発し、またアドネを留置したヴィクトリユーズ号が琉球を去った後、この「運天条約」は破られ、ルテュルデュとアドネはフォルカードと同等の滞琉環境に戻ってしまった。従って、「住民達との交流の自由」を奪われた彼らは、布教以前に「運天条約」の履行、すなわち自らの滞琉環境の改善を求めなければならなくなったのである。[37]

このような状況におかれ、また、オーギュスタン・高のように官話を母語とする助手を持たなかったルテュルデュとアドネは、同時期に琉球に滞在していたイギリス人宣教師ベッテルハイムが布教す

る姿を見、一八四六年十一月十九日付で以下のように書き記している。

彼（ベッテルハイム）は実際多くの言葉を知っており、彼の思考は素早くそれらを言い表す。しかし彼の発音は悪いようだ。我々の通訳達が、彼の言うことはほとんど理解できないという。（中略）実際、彼の言葉に効果はなく、（琉球の人々に）馬鹿にされるのがおちであろう。その上、どうやって彼は我々の教義を説明できるだろうか。我々は時宜を得るには程遠いと考えている。（中略）結局、王府は彼と我々がここに一時的にしかいないと言っているのであるから、誰がすぐに行ってしまう人間の教義になどひきつけられるだろうか。我々はと言えば、言葉を知っていたとしてもおそらく説教をしていなかったであろう。[38]

これはルテュルデュの日記であるが、大本では同じキリスト教とはいえプロテスタントのベッテルハイム、カトリックのルテュルデュとアドネ、と両者が異なる信仰を持っていた事から、滞琉する「異国人」として支えあいつつも、互いに若干の敵対心を持っていたとも限らない。[39] また、琉球王府の通事達によると、ルテュルデュはアドネよりも琉球語の覚えが悪かったようであり、そういった観点からも、この記述は若干差し引いて読まなければならないであろう。[40] しかし、琉球王府に対し「運天条約」を論拠に自らの滞在環境の改善を迫ったルテュルデュとアドネは、フォルカードが終ぞ得られなかっ

た琉球語教授を滞琉球直後から享受できていたようであり、故にこの日記が書かれた当時、ルテュルデュやアドネは琉球語に関する素養が多少なりともあったことが推察される。[41] ただ、ベッテルハイムは琉球の民家に聖書を投げ入れ歩いていたのみならず、道行く人々に話しかけ、誰彼構わず布教をしていたようであり、このような彼の布教姿勢、並びにそれに対する琉球の人々や琉球王府の反応から、ルテュルデュとアドネは表立っての宣教に対して非常に消極的であったようである。従って、ベッテルハイムが民衆に囲まれ宣教を始めると、「アドネ氏と私（ルテュルデュ）は互いを見合い、呆気にとられ、憤慨する。我々は身を引き、不満げにあたりを散歩」[42]しており、ベッテルハイムとの付き合いはありつつも、フランス人宣教師達はこと布教に関しては彼と一線を画していた。

このように、ベッテルハイムとは対照的に表立った布教活動を慎んでいたルテュルデュとアドネではあったが、だからといって彼らが滞琉期間中、宣教を完全に諦めていたわけではなく、前述の琉球語教授を布教のための布石としていたようである。ルテュルデュとアドネは滞琉中、多い時には一日二回、日曜日を除くほぼ毎日琉球語の授業を受けており、また琉球語教授の内容も、琉球語書籍、孔孟の書、真草いろは文字や琉球の訴訟文など多岐に渡っていた。しかし琉球王府から派遣された通事達は琉球語教授を名目として、その実フランス人宣教師達の行動を監視する役割を担っており、対するルテュルデュ、アドネもその事を十分に認識し、思うように語学教授が進まないと、理由をつけては日常的に彼らを罷免していた。[43] その中で、ルテュルデュとアドネは以下のような要求をしている。

一仏人より通事共江漢文相渡、片仮名相付俗文ニ組直呉候様ニ与頼有之候処、右文唐官人ゟ天主教相広候一件之文ニ而、天主教ニ便差障可申与致吟味、御地素より孔孟之道を学、天主教一件之文組直候儀不相調段、早速相断右文差返候処、其通可相断者兼而差心得居候得共、為試頼入候段為申由。[44]

これは一八四七年四月十六日付（旧暦）の文書であるが、ルテュルデュやアドネが「天主教一件」について申し出た正確な日付は分からない。無論キリスト教禁制が敷かれている琉球王国でこのような要求に応えるなど到底不可能な相談であったから、琉球側はすぐさまこの漢文を返還し、ルテュルデュとアドネも「其通可相断者兼而差心得居候得共、為試頼入候」と、この返答に納得した素振りを見せた。[45] しかしこの態度は形だけであったようで、ルテュルデュとアドネは通事を変えては「天主教」について言及し、「天主教」の琉球語訳、ならびに琉球語で教義が通じるよう、その口上練習をも願い出た。通事達はその度毎に「漢文が分からない」、「それよりも論語を教えたい」等と理由をつけて断ったが、ルテュルデュとアドネは要求が棄却されると即座に彼らを出入り禁止にし、代わりの通事を要求した。まるでフォルカードの布教許可要求の如き彼らの態度に、琉球側は「天主教者国家之厳禁故不相弁得」[46] とこれまでの建前を捨て、本音を伝えて事態の収拾を図ろうとするも、ルテュルデュとア

ドネは話し合いすら拒否し、最終的に琉球語の教授自体が一時中断する事態となった。その後、琉球語教授は約四か月ほどの時を経てルテュルデュとアドネからの申し出によって再開されるが、管見の限り琉球語教授の再開以降ルテュルデュとアドネがこの話題を蒸し返した形跡はない。こうして彼らの布教準備は琉球王府によって最終的には阻まれたものの、ここに彼らの布教に対する積極性を見出すことができよう。

こうした通事達との摩擦や琉球王府の対策に際し、ルテュルデュとアドネは時に怒りを隠さず「打擲」などの実力行使も辞さずに対応していたが、一方琉球王国の民衆に対しては好感を持っていたようで「実際、福音にこれほど向いた国を見つけるのは不可能である：人々は優しく、礼儀正しく、真面目で、まっすぐで、礼儀のとても繊細な感覚を持っており、真実にすぐ気づくので偽物の神々への迷いがない。[47]」と非常に高く評価していた。従って、前述の琉球語学習によって琉球王府も危険視するほど琉球語が上達していた二人は、ベッテルハイムのように「大衆の前では一度も説教をしなかったけれども、しばしば個人には（宣教を）した[48]」ようである。その結果、既に指摘されているように、彼らの信仰に興味を持ったらしい老人数名に出会い、ルテュルデュにおいてはキリスト教徒の子孫かもしれないと感じた老人を探す旅にまで出ている。しかし、ルテュルデュとアドネはその滞琉中、宣教に最適であるはずの琉球の人々と接触し、実際に神についての話をしたものの、彼らを改宗させるまでには至らず、逆に彼らの返答から、以下のように改宗するということが琉球においてどのような

未来を意味するのかを知ることとなった。

> 我々が神について話すとき、彼らがする反論は次のことである：「あなた方が言うことは良いことだが、我々にはできない。危険がある。」そして誰でも我々に耳を傾け、自分の心に従おうとした者にとって、この危険は全く事実であった。投獄、棒打ちの刑、流刑、死刑などがその代償であった。[49]

実際、ルテュルデュは彼の話を聞いた老人が二日間投獄されたと語っており、当時琉球で敷かれていたキリスト教禁制がいかなるものかを肌で感じたのであろう。時代は少し下るが一八五一年にはベッテルハイムの宣教によって崎浜秀能という琉球役人の殉教事件も起こっており、[50]彼らの宣教が琉球王国の人々にどのような影響を及ぼすのか、すなわち改宗した人々に対する迫害がいかなるものであったのか、想像するに難くなかったに違いない。ルテュルデュはまた別の老人に対し、別れ際に「許可が出たときに、我々の話を聞きに来てください。」[51]と言っていることから、この二人のフランス人宣教師は可能な限り個々に、また秘かに宣教はすれども、キリスト教禁制の何たるかを知った以上、表面的には布教に消極的な姿勢を取らざるを得なかったのであろう。一方のアドネはそれでも琉球の人々に会い、ともすれば宣教することを諦めなかったようであるが、[52]彼は一八四八年七月一日、琉球

の地で息を引き取り、また一人残されたルテュルデュは失意の中、「日本政府が支配する限り琉球では何もできないことは確かだったので」[53]、アドネの死の翌月に来琉したバヨネーズ号に乗り、琉球を後にした。

## 二　「信仰の自由」と琉球王府

### 二―一　宣教師達の「信仰」と琉球王府の姿勢

一七世紀前半から施行されてきたキリシタン禁制は、フォルカードとオーギュスタン・高を筆頭とする宣教師達の滞在により琉球において事実上形骸化した。浜川氏はその結果、「日本の他のほとんどの地域ではありえないことが、そこ（琉球）では日常的に行われることになった」[54]とし、その例として琉英合同で行われたベッテルハイムの妻の誕生日祝いをあげているが、実はそれ以外にも琉球では「公儀の大禁に触れる内容のことが極めてありふれた口調で報告され」[55]ており、また、たとえ琉球王府へ報告されずとも宣教師達による宗教的な行為は至る所で行われていた。すなわち、一八四〇年代に来琉、滞琉した伝道師や宣教師達は、自らの信仰のため、琉球においても神に祈り、ミサをあげるなどの宗教的な行為を日常的に行っていたのである。例えば、オーギュスタン・高は滞琉当初から「夕方になると毎晩外に出て、庭の塀のところまで波が打ち寄せて来る海岸に出て、ロザリオを唱え

るのを習慣としてい」[56]たし、マルナス曰くフォルカードとオーギュスタン・高は琉球においても毎朝ミサを欠かさなかったようである。また、フォルカードによるとルテュルデュは来琉の約一か月後に「ミサを捧げるための家を与えられ」、その家に仮設の祭壇を設け、フォルカード自身もそこでミサを捧げたようである。[57]加えて、ルテュルデュとアドネはその滞琉中、日曜日は「天主之日」つまり安息日であるから琉球語通事を派遣しないよう琉球側に伝えている他、王府の役人達が年始の祝いとしてルテュルデュとアドネを食事に招待した際、「大精進」すなわち四旬節を理由に断るなど、琉球側との話し合いの場において、自らの信仰する宗教を憚ることなく前面に出していた。[58]安息日や四旬祭といった宗教的概念を琉球側がどこまで正確に理解していたのかは想像の域を出ないが、異国人達に対し厳重な監視体制を敷いていた琉球王府は、このような彼らの行為や発言の根底に「天主教」があることを十分理解していたと考えられる。しかしそれに対し、琉球側は彼らの宗教的行為を排除するどころか、むしろ次にみるように「天主教」に対し時に非常に寛大であった。その具体例として、ルテュルデュとアドネの毎朝の祈祷について考えてみたい。

琉仏の史料を照合し鑑みるに、ルテュルデュは滞琉中、毎朝神に祈りを捧げていたと考えられる。アドネに関しては、体調が良いときは「毎朝読経・看書等神父小同前無間断相勤候」[59]とルテュルデュと同様に毎朝祈りを捧げていたが、肺を病んでいたことから、健康状態によっては自身で祈ることもままならず、特に一八四八年に入り病状が悪化した後は、寝床でルテュルデュの祈りを聞くことが多

かったようである。[60] 残念ながらルテュルデュやアドネが住居として使っていた聖現寺において毎朝具体的にどう祈っていたのかを明記する琉球もしくはフランスの史料は管見の限り見当たらないが、ルテュルデュが滞琉中に行った二度の琉球国内旅行に関する報告からその一端を垣間見ることができる。

アドネと異なり健康であったルテュルデュは、一八四七年八月二十九日から九月十二日（旧暦七月十九日～三十日）まで第一回目の琉球王国内小旅行を、[61] 一八四八年七月三十日から八月四日にはその第二回目を決行した。彼は第一回目の旅行中も「滞留中毎朝読経之勤有之」[62]と、毎朝の祈りの習慣を貫いており、また旅行中の彼の様子については以下のような報告があがっている。

（前略）坊主読経之様相聞得候付出立後致跡見候処、右畳之上ニ人形小之様成もの相懸ケ蝋燭台等相餝置候段、申出有之見届候処、天主之木像ニ而候。[63]

（前略）朝、仏人起上り人形一体床上請し、蝋燭を灯読経之様勤有之、済而持せ道具裏座江入付、座之雨戸三枚裏座之一方ニ相かさね、其上ニ右人形を請し、仏人茂裏座江相住居候由、人形者耶蘇之像ニ而可有之、番所滞留中毎朝之勤同様為有之由。[64]

前者はルテュルデュの第一回目の旅行中、後者は彼の第二回目の旅行中に行われた報告である。この二つの報告を総合するに、ルテュルデュは旅行中、「人形」を立てかけ、蝋燭を灯して即席の祭壇を作り、毎朝神に祈りを捧げていたらしい。この「人形小之様成もの」は琉球側の見分によって「天主之木像」もしくは「耶蘇之像」であると報告されているが、おそらくキリストの十字架像のことであろう。ルテュルデュの手記からは、仏人宣教師達の住居となっていた聖現寺にも祭壇があり、彼らが日々祈っていたことが推察できるが、[65] このように二回の旅行中、ルテュルデュの毎朝の祈りの日課が変わらないことから、普段の生活、すなわち聖現寺おいてもルテュルデュとアドネは前記のような形で毎朝祈っていたのであろう。宣教師という立場上、神に祈るという行為は至極当たり前のことではあるが、キリスト教禁制が敷かれていた琉球において「天主教」の示威行為とも捉えられかねない彼らの祈祷が公然と行われていたことは特筆すべき事実である。琉球側は宣教師達が毎日祈祷し、剰え「天主之木像」を奉じていることを知りつつも、このような宗教的行為を禁じることはせず、彼らが不在の間に状況を見分・確認・報告するまでに留めていたのである。[66]

では、何故琉球王府はこのような彼らの宗教的行為に対し、これほどまでに寛容であったのでろうか。その答えを探るにあたり、クネヒト・ペトロ氏の指摘するキリスト教における「信仰の自由」という観念は非常に示唆的である。ペトロ氏はこの観念には二通りの意味があったとし、「一つは自らに合っている好きな信仰を抱く自由である。今一つは、その信仰をそれを持っていない人々に述

べ伝える自由である。」[67]と述べている（以下便宜的に前者を「第一の信仰の自由」、「第二の信仰の自由」と表記する）。前述の通り、琉球王府はセシーユとの会談の中で、フランス人が琉球の人々と交流する自由を認めたものの、この「信仰の自由」まで許可したわけでは勿論ない。しかし現実には、一八四四年にフォルカード達が琉球に留置された当初から、琉球王府は彼らを丁寧に扱い、何事も支障を来たすことなく次に来琉する異国船に引き取ってもらうという政策を打ち出しており、後来する異国船との摩擦を最大限に避ける為にも、上述の通り琉球において彼らの「信仰」は黙認されていたと考えられる。すなわち、この事は決して明文化されていたわけではないが、琉球王府は一八四四年から宣教師達に対し「第一の信仰の自由」を、より具体的には「自らに合っている好きな信仰をキリシタン禁制下の琉球の地においても抱く自由」を無言のうちに認めていたといえよう。故に、琉球において宣教師達の「信仰」が彼らの間のみで完結している限り、琉球王府は敢えて彼らの宗教的行為を否定・妨害することはせず、それどころか既述の如く彼らの宗教的言動に対し時に驚くほど寛容であった。しかし反面、琉球王府は第一と第二の「信仰の自由」を峻別しており、滞琉宣教師達の宗教的行為が琉球の人々を巻き込んだ瞬間から、琉球王府はそれを「布教」と見做し、前章でみてきたように彼らの言動を徹底的に監視・規制・阻害することで、宣教師達の「信仰」に琉球の人間が混じらないようあらゆる手を講じていた。対する宣教師達にとって第一と第二の「信仰の自由」は一体のものであったから、彼らの「信仰」は勿論「布教」を含んでおり、それ故この双方の「信仰の自由」に

対する見解の相違・隔たりが琉球における布教活動の困難として立ちはだかることになったのである。

## 二―二　アドネの死と琉球王府―例外的「信仰の自由」―

一八四八年七月一日、長い間結核に侵されていたアドネがとうとう臨終の時を迎えた。ルテュルデュは同朋の死の直前から彼の為に祈り、彼が息を引き取った翌日には「棺を注文し、墓の位置を決め、埋葬の時間を翌日の八時に設定した。[68]」。このルテュルデュの注文に対し、琉球王府は「棺材者六角ニして高二尺・長六尺差物ニ而作調相渡呉候様（中略）申由候付、棺材之儀申出通作調させ相渡」[69]「聖現寺前松原江土葬申付候」[70]と書きとめている。アドネの死以前にも異国船の乗組員を何度か葬送した経験のある琉球王府は、何の抵抗もなく棺を用意し、墓所の設定と土葬を決定した。こうしてアドネの葬儀の準備は滞りなく行われ、七月三日に彼の葬儀が執り行われることとなったのである。

アドネの葬儀に関し、琉球側の記録ではこれ以上の詳細はわからない。しかし、宣教師であった彼の葬儀は、たとえ埋没地がキリシタン禁制下の琉球であっても、残されたルテュルデュによって彼らの流儀で行われた事は想像に難くない。そして実際、琉球に一人残されたルテュルデュはアドネの葬儀一切をキリスト教式に執り行った。以下、彼自身の記録から、アドネの葬儀の様相をみていこう。

（一八四八年七月）三日の朝、派遣された三人の役人が、全員白装束を着た行列の先頭になっ

てやってきた。（中略）私は、祭壇を黒にしてあった。遺体は、しきりで区切ってあった隣の部屋にあった。棺は閉めてあった。聖職者の装飾品を身につけた遺体が見えるようにしてあったら、誰もこれを担ごうとはしないだろうと思ったからである。私は早朝の祈りと賛美の祈りを唱え、それから役人達と彼らのお供の前でミサを行うために祭壇に上った。我々はその後、墓地に向かった。一人の男が十字架を持ち、もう一人が聖水をもっていた。（中略）私は墓の上に美しい十字架を立てさせ、真ん中に半分金色で、半分銀色の聖杯を置き、その上には全体が金色で、後光に包まれたキリスト画に囲まれた聖体のパンをのせた。[71]

この記述から、ルテュルデュがキリスト教徒としてアドネの葬式を出したことは明らかである。アドネの葬儀に際し、ルテュルデュは彼を聖職者として送り出し、また自らも同様の姿で彼を見送る準備をしていたのであろう。対する琉球側はアドネの死の報告を受けた直後にアドネの葬式への参列を申し出、ルテュルデュから許可を得たため、葬儀当日に「総理官・布政官・地方官より之使左右官・大夫并久米村今十人・泊村より五人、役場江相携候者共与申仏人師匠共一同」[72]を派遣していた。上記引用冒頭部の「三人の役人」はこの「総理官・布政官・地方官より之使」の人数と一致する。このように、事前に琉球側の葬列参加を知っていたルテュルデュは「聖職者の装飾品を身につけた遺体が見えるようにしてあったら、誰もこれを担ごうとはしないだろうと思」い、アドネの遺体が直接彼らの

目に触れないよう、彼の葬儀が円滑に執り行われるよう配慮しているが、葬儀当日、琉球王府の役人達はルテュルデュの行うミサに参列したのみならず十字架や聖水を持ち、更にはアドネの墓の上に十字架をたてかけていることから、たとえ琉球側が聖職者の格好したアドネの遺体を見たとしてもルテュルデュの言うように琉球側がアドネの葬送を拒否したとは考えにくい。アドネの葬儀に際し、琉球側の反応が未知数だったためにルテュルデュはこのような配慮をしたのであろう。

こうしてアドネは一八四六年に同じく琉球の地で亡くなったヴィクトリユーズ号所属のフランス人第二外科医の隣に埋葬された。このアドネの墓には一八四八年にルテュルデュを迎えに来たバヨネーズ号の艦長も訪れており、「沖縄の人々はアドネの墓の上に十字架をたてることを許可した[73]」と書き残していることから、少なくともルテュルデュの滞在中はアドネの墓の上に十字架が立てられたままであったようである。アドネの墓についてルテュルデュは「この地における死者への尊敬のおかげで、この墓はその上にある十字架ともども大事にされるであろう。[74]」とし、またバヨネーズ号の艦長はその外観を「琉球のものと似ている。（中略）石積みでできた平行六面体（の墓）で水が流れやすいように少し傾いている。[75]」と書き残しているが、[76]ルテュルデュの予言通り、アドネの墓は後述の一八五〇年代後半に滞琉していたフランス人宣教師達が願い出たことで琉球人の手によって修理され、[77]また太平洋戦争後には再建されて今日まで残っている。

前述の通り、アドネの葬儀当日に関する琉球側の記録がほとんど残っていない為、琉球側の視点か

ら前述のルテュルデュの記録を裏付け、検証することは難しい。しかし、ルテュルデュは常々批判的であった琉球王府の役人達に対し、「賞賛すべきは、私の同僚の死後二週間、私に何も不快なことをおこさなかった」[78]と彼らの態度を評価していること、また琉球側の記録からはアドネの葬儀後、ルチュルデュが琉球王府に対しアドネを見送ってくれたお礼としてフランス語で書いた文を三通差し出したこと、並びに琉球側も総理官・布政官、地方官がルチュルデュの元へ品物を携えた使者を派遣し喪中見舞いに行ったこと（ルテュルデュは品物は受け取らなかったものの感謝の気持ちを表明している）等が確認できることから、[79]琉球王府がアドネの葬儀方法に一切口を挟まず、琉球において禁忌であったキリスト教式の葬儀、埋葬に付き従ったことは確かであろう。前節において、琉球王府は宣教師達の信仰が琉球の人々に及ばない限りは第一の「信仰の自由」を認めていたと述べたが、アドネの死並びに彼の葬儀に関しては、例外的に琉球の人々を巻き込みつつも彼らの信仰を尊重し、琉仏共にアドネの死を悼み、弔ったといえよう。このように、琉球王府は状況によっては柔軟に対応し、時に第一の「信仰の自由」を拡大解釈することもあったと考えらえれる。しかし一方、アドネが亡くなる前年に琉球国王が没しその葬儀が行われた際は、ルテュルデュとアドネの葬儀参加表明を琉球側が頑なに断り、奇しくも安息日に行われた尚育王の葬儀当日、再三の制止を振り切って葬式見物にやってきた宣教師達と琉球側の間で衝突がおこり、あわや外交問題にまで発展しかねないほどの事件がおこっている。結果的にこの件に関しフランス側からの報復は行われなかったが、このような琉球王府の対応

の相違から、琉球王府が与えた第一の「信仰の自由」はあくまで宣教師達の間でのみ通用するものであり、アドネの葬儀といった例外的な場合においては宣教師達の「信仰」に琉球の人間が止むを得ず入ることはあったものの、その逆は決して許されず、宣教師達が琉球王国の「信仰」と交わることはなかったのである。

## 三　一八五〇年代琉球におけるフランス人宣教師達の宣教並びにその姿勢

### 三―一　一八四〇年代琉球における布教活動の評価

フォルカード、オーギュスタン・高、ルテュルデュ、アドネの宣教は前述のように幕を閉じたが、では彼らの同国人達は遥か彼方の場所で琉球における宣教活動をどの程度理解し、評価していたのであろうか。

琉球の外からの目として、まず、東洋学者でもあったフランス人外交官アドルフ・フィリベール・デュボワ・ドゥ・ジャンシニー（Adolphe-Philibert Dubois de Jancigny）が一八五〇年に出版した『日本、インドシナ、ビルマ帝国（或いはアヴァ）、アンナン（もしくはコーチ・シナ）、マレーシア半島等、セイロン島）』の記述をみてみよう。彼はこの本の中で「琉球島」という一節を設け、その中で一八四四年のアルクメーヌ号来琉以降、琉球に留置された宣教師達についても概観し、以下のように

評価している。

キリスト教の宣教師達は、温厚な琉球の島民達の中で、たゆまぬ熱意をもって神の教えを広めようと努力をしているが、宣教師達の運命に関して、この時代（アルクメーヌ号来琉）以降明るみにでた事は、信仰について前途洋々たる未来が開けているわけではなさそうだということである。一年前には中国から次のような知らせがきた。「琉球諸島に残した宣教師達は特異な状況に置かれている。琉球の人々は彼らになんの苦痛を与えることもなく、彼らに食事を与える。しかし、彼らは宣教師達との話し合いを一切避け、彼らが会話を始めようとすると話しかけられた人たちは耳を塞ぎ、一目散に逃げていく！」[80]

彼のいう「中国からの知らせ」は前述した琉球における布教の様子と重なるところが多く、またマルナスによればルテュルデュも「このイギリス人（ベッテルハイム）は説教するのを禁止されてはいませんが、人々はそれを聞くのを禁ぜられており、それを茶化してしまいます」[81]と手紙に認めていることから、ジャンシニーはその著書の中で当時の琉球における布教模様を如実に伝えていたといえよう。このフランス人東洋学者は『両世界評論』（*Revue des Deux Mondes*）という雑誌に寄稿していた関係からアジアに関する深い造詣を見込まれ、一八四〇年代のはじめにフランス外務省からの指名

によりフリゲート艦エリゴーヌ（*L'Érigone*）に乗って中国に渡っており、[82]故にこのような「中国からの知らせ」を目にする機会があり、来琉経験が全くなかったにも関わらずここまで正確な情報を掴むことができたと考えられる。またこのジャンシニーと同様の見解、すなわち琉球布教の困難に関する記述は一八五四年に来琉したオランダ船パルラダ号（*Pallas*）に乗船していたイワン・アレクサンドロヴィチ・ゴンチャロフ（Ivan Alexandrovich Goncharov）にもみることができる。[83]しかし、実際に琉球に滞在していた宣教師達とは異なり海を隔てた大陸にいたジャンシニーが「我々の宣教師達は驚くほどの献身、自己犠牲、思いやり、そして熱意がある。それが（琉球の）人々が彼ら（宣教師達）の滞在を許し、彼らが（琉球の人々から）愛され、（琉球の）人間が説教師（が宣教をすること）を許してくれることになるかもしれない、というのが私たちの希望です。[84]」と今後の宣教に期待していたのに対し、一方のゴンチャロフは琉球に来航し、ベッテルハイム本人から彼が琉球の人々を既に何人か改宗したという発言を聞くも、それを非常に懐疑的に記し、琉球宣教の可能性に対し否定的であった。この二人の見解の相違はおそらく彼らが実際に琉球に足を踏み入れたか否かに起因するのであろうが、とはいえ二人とも現状では琉球における信仰の前途、すなわちキリスト教の布教は望むべくもないことという立場をとっていることから、この考え方は琉球と何らかの関係をもった当時の西洋人たちにおいて共通の認識であったと考えられる。

次に、当時フランスで発行されていたカトリックの海外布教促進組織である、信仰普及協会の会員

雑誌『信仰宣伝紀要』(*Annales de la propagation de la foi*)[45] 第二十九巻（一八五七年刊）に掲載された「日本布教　琉球諸島」(Mission du Japon Iles Lieou-Kieou）の内容をみていきたい。この文章は一八五〇年代に宣教師として琉球に滞在したものの、のちに還俗し第二代駐日フランス人公使ミシェル・ジュール・マリー・レオン・ロッシュ（Michel Jules Marie Léon Roches）の通訳となった事で知られるメルメ・カションの手紙の直前に掲載されており、メルメの手紙の紹介文あるいは導入文書ともいえるものであるが、執筆者は不明である。この「日本布教　琉球諸島」では、一八四〇年代琉球の布教様相について以下のように説明されている。

（これまで）ただの一度たりとも改宗は行われなかった。しかし、（琉球の）原住民の気質、言語や行政についての有用な基礎知識が収集された。[46]

確かに、一八四〇年代を通して琉球王国では誰一人改宗した者はおらず、またフォルカードをはじめ一八四〇年代に滞琉した宣教師達が西洋における琉球王国に関する認識を進展させ、琉球王府もルテュルデュ、アドネ、ベッテルハイムに対して琉球国内の事情を非常によく知っていると憂慮するほどであったから、この紹介文は一八四〇年代琉球における宣教師達の滞在状況を見事に言い表した一文であるといえよう。右の引用部の直後、この紹介文の著者は琉球における「外国人排斥やキリスト

教への反感は日本の政治によるものであり、（中略）善良であると同時に不幸でもある（琉球の）民衆は、無知から救い出し、圧制の慰めとなるであろう宗教から、脅威と恐怖によってのみ遠ざけられていることを我々は知っていた。」[87]とも説明しているが、琉球の所属認識が未だ明確ではなく、それどころか一八六〇年代においても尚、日琉・中琉関係の本質的な政治状況は依然不明瞭であったフランスにおいて、この匿名の筆者はキリシタン禁制が日本由来であることを示唆しており、琉球の実情を比較的正確に認識していたことが読み取れる。[88]しかし、それはあくまで布教する側からの視点であり、宣教師達の布教が琉球の人々にとって「救い」となり琉球王府や日本からの「圧制の慰めとなる」と説明しているあたりに彼らの本心や思惑を見出すことができよう。

このように、匿名ではあるものの、このメルメの手紙紹介文の筆者は掲載雑誌名に違わず琉球における布教を読者に「宣伝」（Propagation）し、一八五〇年代琉球における宣教師達の活動を以下のように締めくくり、その文責を終えている。

> 彼ら（フュレ、ジラール、メルメ）はそこ（琉球の天久寺）で彼らの前任者達と同じく、権力によって彼らの周りに編成された隔離体制に気がづいた。しかし、彼らの状況は改善されているようであり、彼らを取り囲む（琉球の）手の者達の警戒線や気難しい（琉球側の）諜報活動にも関わらず、彼らは夜の闇と静寂のうちに幾人かの原住民にイエス・キリストの教えを告げ

ることができたのである。[89]

この結語を一読すると、一八五〇年代琉球において遂に宣教師達の念願であった改宗者が現れたことが推察できるが、では実際にどのような事が起こっていたのであろうか。フュレ、ジラール、メルメという三人のフランス人宣教師が揃って滞琉したのは一八五五年に琉球とフランスの間で協定が結ばれる前であったことをふまえつつ、一八五〇年代における宣教師達の布教活動を追っていこう。

## 三―二　琉仏協定と一八五〇年代琉球における布教

一八四八年にルテュルデュが琉球を去って以降、実に七年ぶりにフランス人宣教師達が琉球の地に足を踏み入れることになった。畠中氏の説くように「曽てのフォルカードやル・テュルデュの経験に基く報告によって、琉球を日本布教の足掛かりの地とするのは無駄に近いという事は、香港のリブワ（リボワ）も、乃至パリやローマの当事者も全く知らなかったとはいえまい。」[90]。しかし、一八五五年二月五日、フランス貨物船リヨン号（*Le Lion*）が宣教師達を琉球の地に運び、フランス人宣教師達の滞琉が再開した。まず、この一八五〇年代における琉仏邂逅の様子をみてみよう。

我々の親愛なる同僚は聖職者であり、学者であると思われるようにあらゆる注意をはらいまし

た。しかし最初から（琉球王府の）摂政の回答は問題の核心にふれていました。彼は、琉球人はその宗教をもっている（既に信仰している宗教がある）のでイエスの宗教を必要とせず、祭祀をうちたてるために実際にやってきた外国人にはお引き取りを願わなければならないと言い、さらにこの国では孔子の教えを説くことさえも禁じられていると付け加えてありました……。他のヨーロッパ人も必ず我々のあとにやってくるだろう、そうすると島は侵略されるだろう、島は小さく、貧しく、草以外の産物がなく、現地人のための土地と食料がかろうじてあるにすぎない、というのでした……。問題は真正面から衝突し、多くの拒否の理由が述べられ、そして正式の退去命令でした。[91]

この時琉球に留置されたのは前述の通りルイ・テオドール・フュレ（Louis Théodore Furet）、ウジェヌ・エマニュエル・メルメ・カション（Eugène Emmanuel Mermet-Cachon）、プリュダンス・セラファン・バルテルミ・ジラール（Prudence Séraphin Barthélemy Girard）というフランス人宣教師三名と中国人通訳である葉桂郎の四人である。畠中氏はまた琉球語の習得について一八四〇年代と五〇年代に滞琉した宣教師達の間で情報交換が行われていなかったことを指摘しているが、[92]一八四〇年代の来琉、滞琉経験があったにも関わらず、上記のように一八五〇年代に来琉した宣教師達が敢えて聖職者の格好をし、その結果、琉仏間の会談当初から琉球王府によって宣教師達の滞琉拒否が伝えられる

など、一八五〇年代の琉仏再邂逅過程においても一八四〇年代に得た経験が全くといって良いほど活かされていないことが読み取れる。加えて一八四〇年代において既にルテュルデュが指摘していたキリスト教禁制の本質も、メルメ達は「監視をしている役人の一人が私に言ったところによると、我々の宗教を教わるだけで死罪になるとのことです。[93]」と、現地に到着してから漸く理解する有様であった。その上、リヨン号船長のボネ（Bonnet）は琉球王国の様子を「こんなに善い（琉球王国の）人々が異教徒であるとはなんと不幸なことでしょう。福音の光がやがて彼らの上に輝かんことを……[94]」と琉球の人々に感嘆した旨を書き残しているが、この彼の琉球観も一八四〇年代やそれ以前のものと大差ない。[95]以上から、フランス側は宣教師達のみならず軍・海運関係者等においても琉球王国に関わる、もしくは関わった者同士の情報交換が積極的に行われておらず、また宣教師達の琉球上陸に関しても十分な対策・対応がとられていなかったといえよう。

それでも一八五五年末、琉球とフランスとの間で協定（Convention entre la France et les îles Lieou-khieou）が結ばれた。周知のようにこの協定はフランス側から批准されることはなかったが、これがフランス人宣教師達の間において布教の希望であり、また支えとなるものであったことはあまり知られていない。勿論、この協定に琉球における宣教の自由を明記した条項は含まれなかったが、しかし琉仏協定締結前に滞琉していたフランス人宣教師フュレは以下のようにこの協定を評価していた。

（那覇到着から八か月経っても）彼ら（ジラールとメルメ）はまだ一人の新改宗者も得られず、改宗すれば（琉球の）島民は家族とともに死刑に処されることから、彼ら（宣教師達）はどのように布教を行えばいいのかさえわからなかった。その上、もし宣教師達が神が全知全能で慈悲深いことを知らなければ（宣教を）諦めてしまうほど（琉球）王府は厳重な警戒を敷いている。フランス船の来航時、私の同僚達は琉球小王国と条約を結んだゲランの役に立つには十分な琉球語を習得していた。（琉仏協定の）条項は我々が琉球側にそれを遵守させる限り、宣教に好都合である。その上、度外れに気難しく横暴な権力が琉球の民衆を遠ざけるために最も暴力的な手段を使わない限り、（琉球の）民衆は福音を喜んで受けいれる気になっている。[96]

フュレは来琉後すぐ香港へ渡った為、実質の滞琉期間は三か月ほどで、かつ協定締結時には既に琉球にいなかったが、それでも彼が証言するように琉仏協定締結以前の琉球における布教状況は非常に悲観的であり、それは先行研究においても「布教活動は前任者（一八四〇年代に滞琉した宣教師達）同様に、琉球王府の厳しい監視下にあって思うに任せなかった」[97]と評価されている。このフュレの手紙を一読すると、一八四〇年代に滞琉したルテュルデュ、アドネの状況並びに布教姿勢と類似するところが多く、一八五〇年代に来琉したフランス人宣教師達は琉球における布教の閉塞を日々肌で感じ

ていたのであろう。このような宣教がほぼ絶望的な状況下にあって、宣教師達がこの琉仏協定に現状を打ち破る可能性として希望を託したのも無理からぬことである。実際、琉仏協定締結時に滞琉していたメルメもこの協定を「我我は我々の地位に何らかの変化が生ずるものと期待していました」[98]としていることから、この協定に対する彼らの期待のほどを窺い知ることができる。では、一体フランス人宣教師達は琉仏協定の何を論拠に琉球布教が可能になると考えていたのであろうか。その答えを探るべく、琉仏協定のフランス語原文から第五条の該当部を訳出してみたい。

第五条

琉球においてフランス人はどこにでも好きなところへ行き、また妨害を受けることなく（琉球の）住民達と自由に会話をする自由が保障される。尾行や監視をする官吏達をフランス人に同伴させることはしない。（後略）[99]

この条項を一読すると、フォルカード並びにオーギュスタン・高の来琉以降、宣教師達が希ってきた琉球における民衆との交流の自由が保証されたことがわかる。一八四六年、セシーユが琉球王府との間で取り付けた「運天条約」にも含まれていたこの「自由」は、一八五五年になってやっと公式に明文化されたことで、たとえ「布教の自由」が明記されていなくとも、この条項により宣教師達は琉

球の民衆と自由に会話ができ、また一方琉球の民衆にとっても異国人監視制度が廃止されることによって、琉球王府の役人達の目を恐れることなく宣教師達と自由に話をすることが理論上可能となった。すなわち、宣教師達にとってこの条項は宣教における障害がおよそ取り払われたことを意味していたのである。

しかし実際は宣教師達が危惧した通り、琉球側は琉仏協定を厳守することなく宣教師達の監視は秘密裏に継続され、「言うまでもなく、彼ら（琉球王国の人々）と宗教問題を話し合うことはほとんど不可能」[100]であった。しかし、周知のようにメルメはその滞琉中に数名の改宗希望者もしくは改宗可能だと思われる者を見つけ、そのうちの一人、二十二歳の青年に洗礼を授けている。フランシスコ・ザビエルという洗礼名をつけられたこの琉球の青年は、しかし家族によって改宗を見破られた後、メルメ曰く「殉教」という結果に終わってしまった。メルメは彼を「我々の伝道の生んだ第一子」であるとしているが、一八四〇年代、前述のように計四年間もフランス人宣教師達が滞琉し宣教を試みたにも関わらず一人の改宗者もでなかったのに対し、一八五〇年代においてはフランス人宣教師達の滞琉開始直後にこうして実際に洗礼を受けた琉球の人間が出たことから、琉仏協定の締結により琉球王府の滞琉異国人監視体制に多少の譲歩があった事は確かであろう。[101]実際、協定締結後、フランス人宣教師達は琉球において散歩をする際、今まで以上に自分たちを尾行する人間がいないか注意しており、また琉球王府もその対応に苦慮し、「約定通追行人一切差留候方ニ茂相考候へ共」と琉仏協定に則り

宣教師達の尾行制度そのものの廃止まで考えるほどであった。[102]一方のフランス人宣教師達にとっても、たとえフランス側から批准されなかったにしろ、公式に明文化されたこの「協定」という後盾があったことで、メルメのように琉球の人々に宣教し、洗礼を施すことが可能となったのであろう。しかし、メルメはフランシスコ以外にも改宗を希望する琉球の若い青年一人、そして改宗可能と思われるある家族の父親と出会うも、フランシスコ改宗の経験から「洗礼をすれば、彼らに殉教する備えをしなければならないでしょう。[103]」と、その苦しい心内を吐露しており、最終的にこの二人の琉球人に洗礼を施した様子はない。このように、一八五〇年代において琉球の人々を改宗させるというフランス人宣教師達の長年の夢は一応叶えられたものの、改宗した人間に対して施行された琉球王府による厳しい弾圧を目の当たりにしたことで、宣教師達は理想（布教）と現実（殉教）の狭間で揺れ動くこととなった。一方の琉球側もフランシスコの存在が発覚したことで、キリシタン禁制を再度琉球国内に徹底させることにし、フランシスコの名こそ出さないものの、一八五六年正月（旧暦）にキリスト教に改宗者した者を「見出し聞出し申出候者者応分格御褒賞可被成下、若隠置脇令露顕於有之者御咎目可被仰付事。」と取り締まりを強化させ、宣教師達の布教活動に対し、今まで以上に監視の目を光らせていたのである。[104]

## おわりに

一八五〇年代末に日本に滞在したフランス人外交官達がいうように、琉球における布教の「時はまだ満ちておらず」[105]、また「今日まで彼ら（宣教師達）の熱意は全く報われていない」[106]という状況にあって、一八四〇年代から五〇年代の滞琉フランス人宣教師達は可能な限り琉球の人々との交流に努め、布教あるいは布教の布石となるべく働きかけていたことは小論でみてきた通りである。その結果、一八四〇年代においては、わずかではあるものの改宗者となりえそうな琉球の人間を宣教師それぞれが発見していたこと、そして一八五〇年代には琉仏協定締結の結果、ついにフランス人宣教師の手によって改宗者を一人輩出するに至った、という事実を看過してはならないであろう。一方、琉球においては、琉球王府がフォルカードの滞琉当初から滞琉宣教師達が信じる宗教を彼ら宣教師の間でのみ信仰する自由を不文律として認めたことで、一八四四年以降、キリシタン禁制のあり方が大きく変容していった。今後はこの琉球における宣教師達の布教とそれに対する琉球のキリシタン禁制の変容が、幕末期の日本、特に諸外国との条約締結に端を発する外国人居留問題にどのような影響を与えたのかを検討する必要があるのではないだろうか。

## 【注】

（1）佐々木勿來「『琉球保護国國』に對する佛國の侵略的意圖」（『歴史公論』第二巻第五号、第七号、一九三三年）、赤尾藤市「仏国の琉球開港要求と江戸幕府の対策」（『史林』第二十五巻第三号、一九四〇年）等。

（2）海老沢有道「天保十五年琉仏交渉日本史料―カトリックの再伝―」（『維新変革期とキリスト教』新生社、一九六八年）、平和彦「琉球『歴代宝案』解題および若干の収録史料について（八）（九）」（『アジア・アフリカ資料通報』第十五巻（四）、第十六巻（五）、一九七七年、一九七八年）

（3）島尻克美「『仏船来琉事件』の概要と研究史」（琉球王国評定所文書編集委員会編『琉球王国評定所文書』第二巻　巻頭論考、浦添市教育委員会、一九八九年）

（4）生田澄江「幕末におけるフランス艦隊の琉球来航と薩琉関係」（『沖縄文化研究』第一九巻、一九九二年）、西里喜行「アヘン戦争後の外圧と琉球問題―道光・咸豊期の琉球所属問題を中心に―」（『琉球大学教育学部紀要』第五七巻、二〇〇〇年）、岡部敏和『幕末の薩摩藩と琉球王府―「異国船」の琉球来航問題を中心に―』（中央大学、二〇一三年、博士論文）等、関連研究は枚挙に暇がない。

（5）フランシス・マルナス（MARNAS, Francisque）著、久野桂一郎訳『日本キリスト教復活史』（みすず書房、一九八五年、原題：*La "Religion de Jésus" (Iaso Ja-Kyô) ressuscitée au Japon dans la seconde moitié du XIXe siècle*）本稿ではこのマルナスの著作を度々活用するが、既に指摘されているように本書は史料引用とそれ以外の境界が非常に曖昧である。そこで、小論では可能な限り原史料にあたり、その出典を明記する。

（6）照屋善彦著、山口栄鉄・新川右好訳『英宣教師ベッテルハイム―琉球伝道の九年間―』（人文書院、二〇〇四年、原　題：*Bernard J. Bettelheim and Okinawa : a study of the first Protestant missionary to the island kingdom, 1846-1854*）

（7）佐藤快信・菅原良子・入江詩子「幕末から明治初期におけるキリスト教からみた琉球」（『長崎ウエスレヤン大学地域総合研究所紀要』第十一巻一号、二〇一三年）

（8）浜川仁「幕末琉球におけるベッテルハイムの宣教と崎浜の『殉教』―コンタクトゾーンにおける自立性についての一考察―」（『International Journal of Okinawan Studies』通巻十一号、二〇一六年）

（9）佐藤直助「幕末に於ける佛人宣教師の活動（一）（二）（三）」（『文化』第三巻第二～四号、一九三六年）、畠中敏郎「フォルカードとル・テュルデュ―沖縄の切支丹復活―」（南島史学会編『南島―その歴史と文化―三』第一書房、一九八〇年）、同前「第二次フランス宣教師団と沖縄」（『天理大学学報』第一五一巻、一九八六年）

（10）畠中敏郎「沖縄の切支丹復活―フォルカード神父の書簡―」（『Etudes françaises』第九巻、一九七一年）、伊波和正「フォルカード来琉：ボロレー『航海日記』試訳」（『沖縄国際大学外国語研究』第四号（二）、二〇〇〇年）

（11）海老沢（注2）前掲論文、九七頁。

（12）フォルカード著、中島昭子・小川早百合訳『フォルカード神父の琉球日記　幕末日仏交流記』（中公文庫、一九九三年、原題：*Le premier missionnaire catholique du Japon au XIXme siècle.*）五四頁。

(13) 生田（注4）前掲論文、一九頁。

(14) 畠山（注9）前掲論文「第二次フランス宣教師団と沖縄」、八九頁。

(15) GRIVEL, Louis Antoine Richild (article sans nom d'auteur). « Campagne de la corvette *l'Alcmène* sur la côte nord de Chine et aux îles Liou-tchou, en avil, mai, juillet et août 1844, par un élève de la marine », In Annales Maritimes et Coloniales, Paris, Imprimerie royale, 30e année - 3e série. Partie non officielle Tome 1, Tome 90 de la collection, 1845, p. 337.
この航海記の琉球に関する部分は « Mer bleue. Archipel de Liou-Tchou. Visite à Napa-Kiang. » の題でパトリック・ベイヴェール（Patrick BEILLEVAIRE）編『西洋の出会った大琉球』第一期、第四巻（Edition Synapse、二〇〇〇年）に所収されている（以下『西洋の出会った大琉球』と略記）。

(16) マルナス（注5）前掲書、六〇頁。

(17) 「案書」（一三二七号）（琉球王国評定所文書編集委員会編『琉球王国評定所文書』第一巻、浦添市教育委員会、一九九八年）四一二頁。以下、『琉球王国評定所文書』と略記。またフォルカードは口頭のみならず書面でも布教の許可を要求していた（同、四一六頁等参照）。

(18) マルナス（注5）前掲書、六〇頁。

(19) 「案書」（一三四一号）『琉球王国評定所文書』第二巻、一五六頁。

(20) 「案書」（一三四一号）『琉球王国評定所文書』第二巻、一五七頁。ただ、ここでは「先以見合居候方可宜与致吟味」

と返答は控えていた。

(21) フォルカードの語学力や彼の琉球語語彙集については様々な論文で言及されている。その中で平氏はフォルカードは「上陸して八ヵ月ほどのうちに、六千語ばかりの語彙を集め、大体の用は話せるようになった。これならば伝道をはじめるのに差し支えないと思い、伝道の許可を願い出たが、琉球側の強い拒絶にあった。」(平(注2)前掲論文「琉球『歴代宝案』解題および若干の収録史料について(八)」、二四頁)と評価しているが、小論の本文参照の通りフォルカードは「伝道をはじめるのに差し支えない」ほどの語学力は持ち合わせておらず、畠山氏が指摘する通り、彼の語学力は「簡単な会話に一応の不自由がないという程度」(畠山(注9)前掲論文「フォルカードとル・テュルジュ—沖縄の切支丹復活—」、一三四頁)であったと考える方が妥当であろう。

(22) フォルカード(注12)前掲書、五六頁。

(23) フォルカード(注12)前掲書、五九〜六〇頁。

(24) フォルカード(注12)前掲書、五九頁。

(25) フォルカード(注12)前掲書、六〇頁。

(26) フォルカード(注12)前掲書、五七頁。

(27) フォルカード(注12)前掲書、六〇頁。

(28) フォルカード(注12)前掲書、五三頁。

(29) 畠中氏の翻訳では意味が通じにくいと考え敢えて括弧内に筆者訳を掲げた。原文：Ce qui est incontestable

(30) 畠中（注10）前掲論文、五五頁。

(31) 興味深いことに、フォルカードの指摘とは正反対に、『琉球王国評定所文書』内の史料においてキリスト教は「耶蘇教」ではなく「天主教」と表記されている。日常会話の中では当時「耶蘇教」という単語が使われていたのであろうか。

(32) 畠中（注10）前掲論文、五六頁。

(33) マルナス（注5）前掲書、六〇頁。

(34) 拙論「セシーユ艦隊来航に関する再検討―セシーユによるフランス人滞琉環境改善要求とその影響―」（『International Journal of Okinawan Studies』通巻九号、二〇一四年）参照。

(35) 平（注2）前掲論文「琉球『歴代宝案』解題および若干の収録史料について（八）」、ル・ルー・ブレンダン「幕末におけるフランスの『親幕派』の形成過程―宣教師間の関係を中心に」（『史海』第五六号、二〇〇九年）等。

(36) 「一八四六年―一八四八年の沖縄滞在に関するルテュルデュ神父の『報告書』」（『フランスにおける琉球関係資料の発掘とその基礎的研究』琉球大学法文学部、二〇〇〇年。以下『基礎的研究』と略記）一三三頁。以下「ルテュルデュ報告書」と略記。原文《Report on Liou-Kiou (1849)》は『西洋の出会った大琉球』第一期、第五巻に所収。

(37) 拙（注34）前掲論文参照。

(38) 「ルテュルデュ「琉球（沖縄）日記」」（『基礎的研究』琉球大学法文学部、二〇〇〇年）一〇三、一〇四頁。以下「ルテュルデュ日記」と略記。

(39) 実際、フォルカードはベッテルハイムと会った際、彼が「プロテスタントであることを打ち明け、宗教上の見解の相違を乗り越えて、互いに交際を深め、相互理解のうえに共存を図りたい意向だと言った。」（フォルカード（注12）前掲書、六六頁）と記録しており、また、ルテュルデュを迎えに来たバヨネーズ号船長グラヴィエールはその日記の中で琉球においてカトリックとプロテスタントという二派が先入観や偏見なしに語らい合うことが出来て幸せだったと書いている。（JURIEN DE LA GRAVIERE, Jean Pierre Edmond. *Voyage en Chine et dans les mers et archipels de cet empire pendant les années 1847-1848-1849-1850*, Paris, Charpentier, Tome 1, 1854, p. 229.（『西洋の出会った大琉球』第一期、第五巻所収。以下 *Voyage en Chine* と略記。）

(40) 「仏朗西人来着日記」（一三九八号）『琉球王国評定所文書』第四巻、二〇四頁。しかしルテュルデュは琉球王国における宗教や社会状況、地理、歴史などを書き残しており、彼の語学力が貧しかったわけでは決してない。

(41) 『琉球王国評定所文書』には、琉球語のレッスンを始めたという正確な日付の記憶はなく、また、ルチュルデュの記録の中にも詳細な記録は残されていない。ただ、一八四六年八月（旧暦）に書かれた「進貢船仕出日記」の中で、中国において仏英人に琉球言葉や書籍などを教えていることを尋ねられたらどう答えるか、

という問答が想定されていることから、この時期には既に言語の授業が開始されたとみてよいだろう（「進貢船仕出日記」（一三八〇号）『琉球王国評定所文書』第二巻、三九一頁）。セシーユの琉球退去が一八四六年閏五月二四日（旧暦）なので、来琉後それほど間をおかずにレッスンが始められているようである。また一八四六年の十月二一日付（旧暦）文書では、ルチュルデュ、アドネ、そして英国人ベッテルハイムは琉球文を大体知っているので、書付などを彼らの目に触れさせないように、と琉球王府が警戒している様子が読み取れる。（「英人来着日記」（一三八八号）『琉球王国評定所文書』第三巻、一一四頁。）

（42）「ルテュルデュ日記」、一〇八、一〇九頁。

（43）ルチュルデュ、アドネのもとに派遣された通事たちは首里、久米村の通事たちが大半であり、残りの少数は那覇からの派遣であった。通事達の勤務期間は確認できた限りで最短で二週間、最長では五ヶ月以上、延べ二十五人以上に及び、フランス人宣教師達から「キリスト教本の琉球語訳を教えてくれなかった」、「気に入らない」、「正直ではない」、「嘘を教えた」等という理由から罷免されている。また原因不明のまま解雇を言い渡されることもあった。（拙修士論文 « Comparaison entre les conditions de séjour aux Ryûkyû de Forcade (1844-1846) et de Le Turdu et Adnet (1846-1848) : aspects politiques et diplomatiques. », Mémoire de Master, Ecole des Hautes Etudes en Sciences Sociales, 2014. 参考）

（44）「案書」（一三八七号）『琉球王国評定所文書』第三巻、一三頁。

（45）セシーユが「彼らを宣教師として紹介し認めさせることはできなかった。」と回顧しているように、ルテュ

ルデュとアドネは表向きには単なる「通事」であったことから、このように返答したとも考えられる。（「セシル提督から『大臣』への手紙（二）一八四六年十月十二日」『基礎的研究』、二〇三頁。原文は « Lettre du contre-amiral Cécille au ministre de la Marine et des Colonies. Extrait : visite de la vision aux îles Loutchou (12 octobre 1846) » として『西洋の出会った大琉球』第一期、第五巻に所収。）

（46）「案書」（一三八七号）『琉球王国評定所文書』第三巻、四五頁。

（47）「ルテュルデュ日記」、一二五頁。

（48）「ルテュルデュ日記」、一二六頁。

（49）「ルテュルデュ報告書」、一三八頁。

（50）浜川（注8）掲論文によるとベッテルハイムは叙任されておらず、基本的に洗礼を施すことのできる地位になかった。故に、崎浜は正式な洗礼を受けていたわけではなく、彼の死が「殉教」といえるかどうかは議論の余地がある。

（51）「ルテュルデュ報告書」、一三九頁。

（52）「ルテュルデュ報告書」、一三六頁。

（53）「ルテュルデュ日記」、一二六頁。

（54）浜川（注8）前掲論文、一一頁、注釈二四。

（55）浜川（注8）前掲論文、一六頁。

(56) フォルカード（注12）前掲書、六一頁。

(57) フォルカード（注12）前掲書、一〇一、一〇五頁。しかし『大日本維新史料』によるとこの家はルテュルデュに与えられたわけではなく、「番所の二番所までを強制借用した」ようである（フォルカード（注12）前掲書、二八二頁）。

(58) 「仏朗西人来着日記」（一三九八号）『琉球王国評定所文書』第四巻、一七七頁、二〇六頁。また琉球側は正月一日（旧暦）、ルテュルデュとアドネと共に年始の祝いをし、フランスの正月も共に祝っている。

(59) 「仏朗西人来着日記」（一三九八号）『琉球王国評定所文書』第四巻、二一七頁。

(60) 「ルテュルデュ日記」、一二五頁。

(61) この第一回目の小旅行はルテュルデュとアドネが連れだって出発したが、結核を患っていたアドネはその日のうちに天久寺へ戻っている。この小旅行の出発日は旧暦一八四七年七月二十日とされてきたが（「仏朗西人来着日記」（一三九八号）解題『琉球王国評定所文書』第四巻、一三五～一三八頁）、七月二十日付（旧暦）の文書には「昨日入時分（中略）仏人両人寺出立候（中略）神父小者（中略）番所江参り一宿いたし（後略）」とあることから、十九日の日没頃に出発したと考えるのが妥当であろう（「仏朗西人来着日記」（一三九八号）『琉球王国評定所文書』第四巻、一三九頁。尚、同一六一～一六六頁にはこの小旅行の詳細な報告が挙がっているが、その記述においてもルテュルデュとアドネが天久寺を出発したのは七月十九日暮時分であることが確認できる）。

(62)「案書」(一三八七号)『琉球王国評定所文書』第三巻、六八頁。
(63)「仏朗西人来着日記」(一三九八号)『琉球王国評定所文書』第四巻、一五三頁。
(64)「案書　異国一件御内分」(一三九七号)『琉球王国評定所文書』第四巻、一一〇頁。
(65)「ルテュルデュ報告書」、一三四、一三五頁等。
(66)琉球側がルテュルデュとアドネの宗教的行動をどこまで詳しく見分していたのかは定かではなく、琉球側がそれと知らないうちに彼らが宗教的行為を行っていた可能性は多分にある。例えばルテュルデュの記録から、病床にあったアドネは死の直前まで毎日聖体拝領を続け、聖務日課を行っていたことが確認できるし、ルテュルデュはアドネの死の直後「午前一時を過ぎて礼拝できるという我々の特権によって、祭壇に上る準備をした」(「ルテュルデュ報告書」、一三五頁)とも記している。ルテュルデュのいうこの「特権」については、琉球側から午前一時以降であれば祈ってよいと許可された、あるいは彼らが聖職者として日々行っていたと考えられる聖務日課のことを指す、という二通りの解釈が可能であるが、おそらく後者であろう。このように彼らは滞琉中、毎朝の祈りだけでなく、一日のうちいつでもどこでも神への祈りを捧げていたと考えられる。
(67)クネヒト・ペトロ「開港期日本におけるキリスト教の宣教師活動の状況」(『国立民族学博物館調査報告』第六二巻、二〇〇六年)、一九頁。
(68)「ルテュルデュ報告書」、一三六頁。

(69) 「案書　異国一件御内分」（一三九七号）『琉球王国評定所文書』第四巻、九八頁。
(70) 「案書」（一三九六号）、『琉球王国評定所文書』第四巻、三二頁。
(71) 「ルテュルデュ報告書」、一三七、一三八頁。
(72) 「案書　異国一件御内分」（一三九七号）『琉球王国評定所文書』第四巻、九八、九九頁。
(73) *Voyage en Chine*, p. 230.
(74) 「ルテュルデュ報告書」、一三八頁。
(75) *Voyage en Chine*, p. 231.
(76) 再建前のアドネの墓の写真は日文研のデータベース上で閲覧可能である。
(77) 「仏人逗留ニ付那覇ニ而之日記」（一五六四号）『琉球王国評定所文書』第一四巻、解題。
(78) 「ルテュルデュ報告書」、一三七頁。
(79) 「案書　異国一件御内分」（一三九七号）『琉球王国評定所文書』第四巻、一〇六頁。
(80) DUBOIS DE JANCIGNY, Adolphe. « Les îles Liou-Kiou. », In *Japon, Indo-Chine, Empire birman (ou Ava), Siam, Annam (ou Cochinchine), Péninsule malaise, etc.*, Paris, Firmin-Didot frères, 1850, p. 221.（以下« Les îles Liou-Kiou. » と略記）
(81) マルナス（注5）前掲書、九一頁。
(82) 奇しくもこのエリゴーヌ号の艦長は一八四六年に来琉することになるセシーユであった。

(83) 本書は『日本旅行記』もしくは『日本渡航記』という題で日本語に翻訳されている。

(84) « Les îles Liou-Kiou. », p. 221.

(85) 先行研究においてこの雑誌は『信仰普及協会年報』や『布教年報』と訳されているが、この雑誌は必ずしも年報ではなかった点を考慮し、本稿では敢えて「紀要」という訳語を使用した。

(86) «Mission du Japon Iles Lieou-Kieou. », In *Annales de la propagation de la foi*, Lyon, Éditeur des annales, Tome 29, 1857, p. 294.（以下 « Mission du Japon Iles Lieou-Kieou. » と略記）

(87) « Mission du Japon Iles Lieou-Kieou. », p. 294.

(88) この時代の西洋における日琉・中琉関係の認識については、拙論「一九世紀中葉の西洋と琉球―フランス語史料にみる琉球所属認識並びに対外政策認識の変遷―」（『International Journal of Okinawan Studies』通巻十一号、二〇一六年）で詳述している。

(89) « Mission du Japon Iles Lieou-Kieou. », p. 295.

(90) 畠山（注9）前掲論文「第二次フランス宣教師団と沖縄」、九五頁。

(91) マルナス（注5）前掲書、一三〇、一三一頁。史料出典：« Lettre de M. Biest, missionnaire apostolique à MM. les directeurs du séminaire des Missions Etrangères », In *Annales de la Propagation de la foi*, Lyon, Éditeur des annales, Tome 27, 1855.（以下 « Lettre de M.Biest » と略記）

(92) 畠山（注9）前掲論文「第二次フランス宣教師団と沖縄」、九七頁。

(93) マルナス（注5）前掲書、一三二頁。

(94) マルナス（注5）前掲書、一三一頁。史料出典：« Lettre de M.Biest »

(95) 拙（注88）前掲論文参照。例えば一八四八年にルテュルデュを迎えに来琉したバヨネーズ号船長グラヴィエールは琉球に来航するまで琉球の人々を無私、善良、浄福な幸せな人々だと考えていた。

(96) « Lettre de M. Furet, de la Société des Missions-Etrangères, à MM. Les Directeurs de l'Œuvre de la Propagation de la Foi. », In *Annales de la propagation de la foi*, Lyon, Éditeur des annales, Tome 29, 1857, p.306.

(97) 平（注2）前掲論文「琉球『歴代宝案』解題および若干の収録史料について（九）」、二七頁。

(98) マルナス（注5）前掲書、一四一頁。史料出典：« Lettre de M. Mermet, missionnaire apostolique, de la Congrégation des Missions-Etrangères, à M. Albrand, Superieur du Séminaire de la même Congrégation, à Paris », In *Annales de la propagation de foi*, Lyon, Éditeur des annales, Tome 29, 1857.（以下 « Lettre de M. Mermet » と略記）

(99) CORDIER, Henri. *Les Français aux îles Lieou k'ieou*, Paris, Imprimerie nationale, 1911, p. 18.

(100) マルナス（注5）前掲書、一四二頁。史料出典：« Lettre de M. Mermet »

(101) 豊見山和行「琉球王国末期における対外関係―琉米・琉仏条約締結問題を中心に―」（『歴史評論』六〇三号、二〇〇〇年）参考。氏の言う通り協定の締結によって琉球王府の対異国人政策は確かに「徐々に変容を余儀

なくされていた」（四一頁）といえよう。

（102）「異国御用掛日記」（一五四七号）『琉球王国評定所文書』第十二巻、三二三頁など。

（103）マルナス（注5）前掲書、一四四頁。

（104）「年中各月日記（帳当座）」（一五四一号）『琉球王国評定所文書』第一二巻、四六頁。

（105）CHASSIRON, Charles-Gustave Martin de. *Notes sur le Japon, la Chine et l'Inde : 1858-1859-1860,* Paris, E. Dentu, 1861, p. 144.

（106）MOGES, Alfred de. *Souvenirs d'une ambassade en Chine et au Japon en 1857 et 1858,* Paris, Librairie de L. Hachette et Cie, 1860, p. 319.